

野々市市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

- 制 定 平成 15 年野々市町告示第 35 号
(平成 15 年 3 月 31 日)
- 一部改正 平成 16 年野々市町告示第 109 号
(平成 16 年 12 月 22 日)
- 一部改正 平成 20 年野々市町告示第 133 号
(平成 20 年 10 月 1 日)
- 一部改正 平成 21 年野々市町告示第 150 号
(平成 21 年 10 月 29 日)
- 一部改正 平成 22 年野々市町告示第 75 号
(平成 22 年 4 月 1 日)
- 一部改正 平成 23 年野々市町告示第 64 号
(平成 23 年 5 月 11 日)
- 一部改正 平成 24 年野々市市告示第 100 号
(平成 24 年 7 月 11 日)
- 一部改正 平成 26 年野々市市告示第 15 号
(平成 26 年 2 月 21 日)
- 一部改正 平成 27 年野々市市告示第 21 号
(平成 27 年 3 月 18 日)
- 一部改正 平成 28 年野々市市告示第 22 号ー 2
(平成 28 年 2 月 26 日)
- 一部改正 平成 28 年野々市市告示第 116 号
(平成 28 年 9 月 15 日)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）に要する経費に関し、補助金を交付することについて、野々市市補助金交付事務取扱規則（昭和 56 年野々市町規則第 1 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、「児童クラブ」とは、放課後児童に適切な遊びと生活の場を与える地域の集団をいう。

(児童クラブの基準)

第 3 条 児童クラブは、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 児童数が概ね 20 人以上であること。
- (2) 年間の開所日数が 250 日以上であること。
- (3) 教員若しくは保育士の資格を有する指導員又は児童の保護育成に知識及

び経験を有する指導員を配置すること。

(4) 保護者による運営委員会又は社会福祉法人等の非営利団体が運営を行うこと。

2 児童クラブは、1小学校校下当たり2児童クラブ以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、児童クラブの数を増加することができる。

(補助金の額)

第4条 補助金は、別表に定める補助の基準により算定した額を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする児童クラブの代表者は、野々市市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、これを審査し、必要に応じて現地調査を実施し、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、野々市市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、児童クラブの代表者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に当たって、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、児童クラブの代表者が提出する補助金交付請求書により、補助金を交付するものとする。

(状況報告)

第8条 児童クラブの代表者は、事業の執行状況を翌月の10日までに、事業執行状況例月報告書(別記様式第3号)により、市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 児童クラブの代表者は、事業が完了したときは、翌月の10日までに、野々市市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書(別記様式第4号)に、必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、児童クラブの代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、その補助金の返還を命ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 野々市町放課後児童対策事業実施要綱（平成7年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、この要綱による改正後の野々市町放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、この要綱による改正後の野々市町放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年10月29日から施行し、この要綱による改正後の野々市町放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月27日から施行し、この要綱による改正後の野々市町放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月11日から施行し、この要綱による改正後の野々市町放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月11日から施行し、この要綱による改正後の野々市町放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年2月21日から施行し、この要綱による改正後の野々市町放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月18日から施行し、この要綱による改正後の野々市町放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 26 日から施行し、この要綱による改正後の野々市市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 15 日から施行し、この要綱による改正後の野々市市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 4 条関係）

補助の基準

項目	基準
基本補助額	(1) 年間平均児童数が 10 人から 19 人までの児童クラブ 年額 1,447,000 円－(19 人－支援の単位を構成する児童の数) × 27,000 円 (2) 年間平均児童数が 20 人から 35 人までの児童クラブ 年額 3,744,000 円－(36 人－支援の単位を構成する児童の数) × 25,500 円 (3) 年間平均児童数が 36 人から 45 人までの児童クラブ 年額 3,744,000 円 (4) 年間平均児童数が 46 人から 70 人までの児童クラブ 年額 3,744,000 円－(支援の単位を構成する児童の数－45 人) × 31,500 円 (5) 年間平均児童数が 71 人以上の児童クラブ 年額 2,917,000 円
開所日数加算	原則として 1 日 8 時間以上開所する場合 15,000 円 × 250 日を超える日数
長時間開所加算	(1) 平日分 1 日の開所時間が 6 時間を超え、かつ、18 時を超えて開所する場合 298,000 円 × 18 時を超えて開所する年間平均時間数 (2) 長期休暇等分（土曜日、春休み、夏休み、冬休み） 1 日 8 時間を超えて開所する場合 134,000 円 × 8 時間を超えて開所する年間平均時間数
健康診断料	(1) 34 歳以下の指導員 1 人当たり 3,990 円 (2) 35 歳～39 歳の指導員 1 人当たり 5,250 円 (3) 40 歳以上の指導員 1 人当たり 6,667 円

障害児受入加算	<p>次の各号に掲げる専任指導員の人数（専任指導員の人数が障害児の人数を超える場合にあつては、障害児の人数）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1人目 年額 1,748,000 円</p> <p>(2) 2人目から1人につき</p> <p>ア 平日分 754,000 円×平日開所時間割合（平日開所時間÷8時間）×平日開所日数割合（平日開所日数÷年間開所日数）</p> <p>イ 長期休暇等分（土曜日、春休み、夏休み、冬休み） 754,000 円×長期休暇等開所時間割合（長期休暇等開所時間÷8時間）×長期休暇等開所日数割合（長期休暇等開所日数÷年間開所日数）</p>
保険料相当分	<p>(1) 社会保険及び雇用保険 事業主負担相当額（正規職員に係る指導員1人当たり年額175,000円を限度とする。）</p> <p>(2) 労災保険 事業主負担相当額</p> <p>(3) 傷害保険料 年額 1,500 円×（指導員数+児童数）</p>
新規開所費相当分	<p>新規に児童クラブを開所した場合 開所した年度に限り 200,000 円</p>
施設修繕費相当分	<p>年間 200,000 円以上の修繕費について、100,000 円（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とし、予算の範囲内で市長が定める。</p>
移転に伴う旧施設の原状回復に係る修繕費相当分	<p>原状回復に係る修繕費について、1,000,000 円を限度とし、その3分の2以内の額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）で市長が定める。</p>

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

野々市市長 宛

申請者 所在地
 クラブ名
 代表者氏名

印

年度野々市市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書

年度野々市市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

項目		内容	申請額（円）
基本補助額		年間平均児童数 人	
開所日数加算		円× 日（250日を超える日数）	
長時間開所加算	平日分	円× 時間（18時を超える年間平均時間数）	
	長期休暇等分	円× 時間（1日8時間を超える年間平均時間数）	
健康診断料		円× 人+ 円× 人+ 円× 人	
障害児受入加算	専任支援員の人数 人	受入障害児1人で専任指導員1人の場合	
	障害児の人数 人	上記の者以外で受入障害児がおり、上記以外の専任指導員がいる場合	
保険料	社会保険	1人当たり 円×指導員数 人	
	労災保険	労災保険実費相当額	
その他（新規開所費、施設修繕費等）			

- 添付書類
- 1 事業計画書
 - 2 収支予算書
 - 3 運営委員会名簿
 - 4 指導員名簿
 - 5 児童及び保護者名簿

住所(所在地)
名 称
氏名(代表者氏名)

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野々市市放課後児童健全育成事業の補助金については、下記条件を付して金 円を交付することに決定したので通知する。

年 月 日

野々市市長

記

- 1 この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金の額は、補助事業が完了した後に確定する。
- 3 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 4 補助事業の内容の変更または補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- 5 補助事業を中止し、または廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- 6 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 7 補助事業が完了したときは、速やかに補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、市長に報告すること。
- 8 以上のほか、野々市市補助金交付事務取扱規則の定めに従うこと。

年 月分 事業執行状況例月報告書

クラブ名 _____

代表者名 _____

保育児童数		人	内障害児人数	保育日数	日
内 訳	1年	人	人	平日開所日数	日
	2年	人	人	平日開所時間	時 分～ 時 分
	3年	人	人	土曜開所日数	日
	4年	人	人	土曜開所時間	時 分～ 時 分
	5年	人	人	長期休暇等開所日数	日
	6年	人	人	長期休暇等開所時間	時 分～ 時 分

実施した 事業名		
特記事項		
	運営委員会開催	有（開催日 月 日） ・ 無
指導員 氏名		

※指導員氏名欄には、パート、臨時職員も記入してください。

※翌月10日までに発行した「たより」及び賃金台帳等を添付し、提出してください。

野々市市長 宛

申請者 所在地
 クラブ名
 代表者氏名



年度野々市市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書

年度野々市市放課後児童健全育成事業を次のとおり実施したので関係書類を添えて報告します。

項目		内容	申請額(円)
基本補助額		年間平均児童数 人	
開所日数加算		円× 日 (250日を超える日数)	
長時間開所加算	平日分	円× 時間 (18時を超える年間平均時間数)	
	長期休暇等分	円× 時間 (1日8時間を超える年間平均時間数)	
健康診断料		円× 人 + 円× 人 + 円× 人	
障害児受入加算	専任指導員の人数 人	受入障害児1人で専任指導員1人の場合	
	障害児の人数 人	上記の者以外で受入障害児があり、上記以外の専任指導員がいる場合	
保険料	社会保険	1人当たり 円×指導員数 人	
	労災保険	労災保険実費相当額	
	傷害保険料	年額 円× (指導員数 人 + 児童数 人)	
その他 (新規開所費、施設修繕費等)			
合 計			

- 添付書類
- 1 事業状況報告書
 - 2 人件費内訳書
 - 3 保育料徴収一覧表
 - 4 収支決算書